

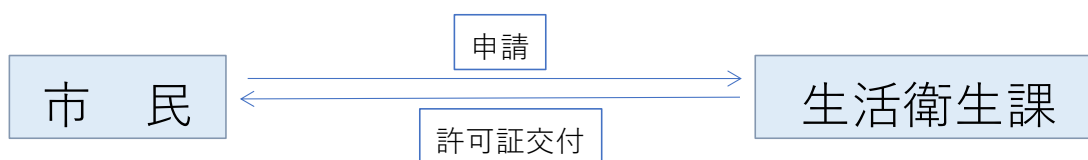
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 218

処 分 名	温泉利用の許可	
処 分 の 概 要	温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合に、申請により許可する。	
根 拠 法 令 名	温泉法(昭和23年法律第125号)	
条 項	第15条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間	計	14日
判断基準	温泉法第15条第1項に該当する者の申請で、第15条第2項及び第3項に該当しないことを基準とする。	
<p>【根拠法令等】 温泉法 (温泉の利用の許可) 第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 二 第三十一条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。 4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。